

機構集積協力金交付事業の概要

農林水産省経営局農地政策課
令和5年4月

1. 機構集積協力金交付事業の概要

令和5年度予算概算額 600百万円
 令和4年度補正予算額 4,000百万円
 ※ 都道府県基金と併せて交付

1. 地域集積協力金

- 農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。

〈 交付要件 〉

- (1) 以下の①・②のいずれか一方を満たすこと
- ① 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。
 - ② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること
- (2) 交付単価区分1の地域にあっては、農地バンクへの貸付等総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること

〈 交付単価表 〉

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価（農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a（0.5万円/10a）
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a（0.8万円/10a）
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a（1.1万円/10a）
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a（1.4万円/10a）
5		80%超	3.4万円/10a（1.7万円/10a）

注：過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取組む場合に交付。

注：中山間地域（農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別））

〈 交付対象面積 〉

- ・農地バンクへの貸付面積（貸付期間6年以上）
- ・農地バンクを通じた農作業委託面積（基幹3作業以上を10年以上）

〈 農地バンクの活用率（累積） 〉

$$\left[\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積} + \text{農地バンクを通じた農作業委託面積}}{\text{「地域」の農地面積}} \right]$$

2. 集約化奨励金

- 農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金を交付します。

〈 交付要件（翌々年度までに満たすこと） 〉

「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等

〈 交付単価表 〉

	地域の団地面積の割合	交付単価（農作業受託）
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a（0.5万円/10a）
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a（1.5万円/10a）
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

注：区分2は、いずれかの要件を満たすこと

〈 交付対象面積 〉

- 以下により新たに団地化(増加)した面積
- ・農地バンクからの転貸面積
 - ・農地バンクを通じた農作業受託面積（基幹3作業以上）

3. 経営転換協力金

- 次の農業者等が農地バンクに農地を貸し付ける場合に、協力金を交付します。
 - ・農業部門の減少により経営転換する農業者
 - ・リタイアする農業者 等

〈 交付要件 〉

- ・農地を10年以上農地バンクに貸し付けること 等

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

注：令和5年度までの時限措置

2. 地域集積協力金及び集約化奨励金の概要

- 地域計画の策定地域内等において、農地バンクを活用（農作業受委託を含む）して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付します。
- 地域集積協力金と集約化奨励金は、同一年度内に取り組むこともできます。

地域集積協力金の取組事例

担い手への農地集積に取り組む地域を支援

取組前



取組後



<C県S町の事例>

高齢化により農地を手放したいと考える所有者が増加していたため、農地バンクを活用して、担い手への農地集積と集約化を実現。

◎担い手への集積面積（率）：14ha（22%）→40ha（59%）

◆出し手のメリット

- ・公的機関のため安心して農地を貸し出せます。

●受け手のメリット

- ・契約や賃料支払いの相手は農地バンクのみです。

集約化奨励金の取組事例

農地の集約化に取り組む地域を支援

取組前



取組後



<T県I市の事例>

担い手が競合して農地集積を進めた結果、農地が分散。農地バンクを活用して耕作地の交換による農地の集約化を実現。

◎担い手の団地数（平均面積）：30カ所（0.7ha）
→8カ所（8ha）

◆出し手のメリット

- ・受け手が代わっても、手続等の負担はありません。

●受け手のメリット

- ・地域の話合いに基づき、農地バンクが耕作地を交換します。

3. 地域集積協力金及び集約化奨励金の交付対象地域

- 令和4年度の機構集積協力金については、「人・農地プランのエリア」を交付対象地域としていましたが、改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に施行されることから、機構集積協力金の交付対象地域は「地域計画の区域」となります。

■ 交付対象地域

地域計画の区域は以下のいずれかです。

- ① 地域計画が策定されている区域
- ② 令和5年度及び令和6年度にあつては、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域

農業上の利用が行われる区域



保全等を進める区域

■ 留意事項

- ・ 協議の場の区域を適用する場合、協議の結果が取りまとめ・公表されている必要はなく、話合の概要等により、協議が行われていることが確認できれば、協議の場を設けている区域とすることが可能です。
- ・ 全域が地域計画の区域内に含まれていれば、交付対象地域として取り扱うことから、同一の地域計画内で複数の交付対象地域を設定しても差し支えありません。

■ 地域計画の様式

参考様式第5-2号

地域計画	
策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (〇〇〇)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、.....)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

・
・
・

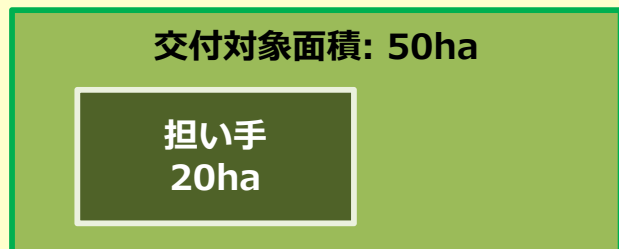
4 - ①. 地域集積協力金の交付要件

■ 交付要件①（（１）又は（２）のいずれか一方の要件を満たす必要があります。）

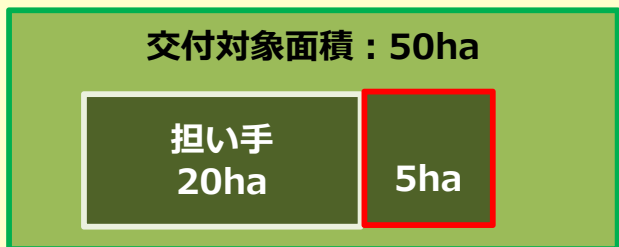
（１）新規集積 1 割要件

- 交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積されること

〈現状〉

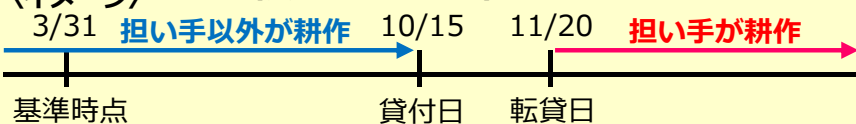


〈実施年度〉



$5\text{ ha}/50\text{ ha} \times 100 = 10\%$ ⇒ 交付要件達成

〈イメージ〉 新たに担い手に集積されるとは？



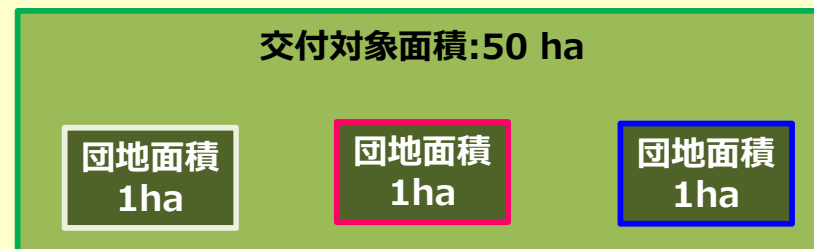
① 3月末時点から、担い手以外の方が継続して耕作

② 農地バンクを介して担い手に貸し付け又は農作業委託

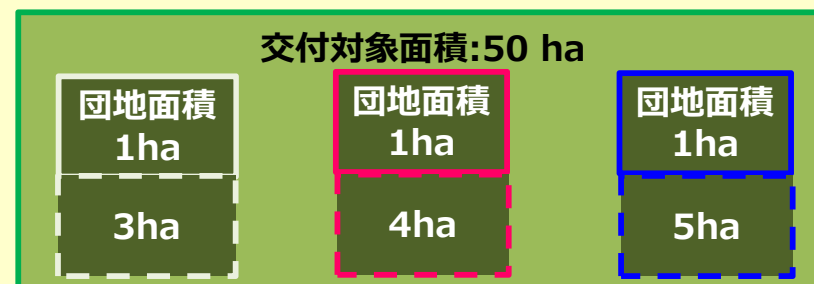
（２）団地化 1 割要件

- 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること

〈現状〉

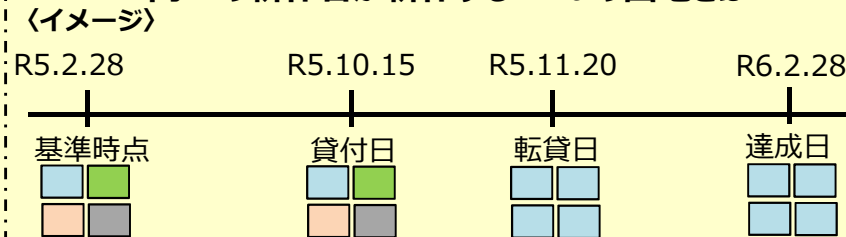


〈実施年度〉



$(4\text{ ha} + 5\text{ ha} + 6\text{ ha}) / 50\text{ ha} \times 100$
 $- (1\text{ ha} + 1\text{ ha} + 1\text{ ha}) / 50\text{ ha} \times 100$
 $= 30\% - 6\% = 24\%$ ⇒ 目標達成

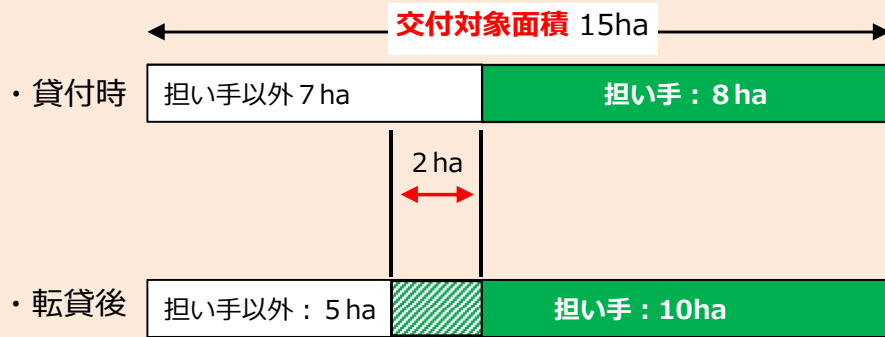
〈イメージ〉 同一の耕作者が耕作する1haの団地とは？



4 - ②. 地域集積協力金の交付要件の確認

■ 交付要件確認の例（新規集積 1 割要件）

① 交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積されること



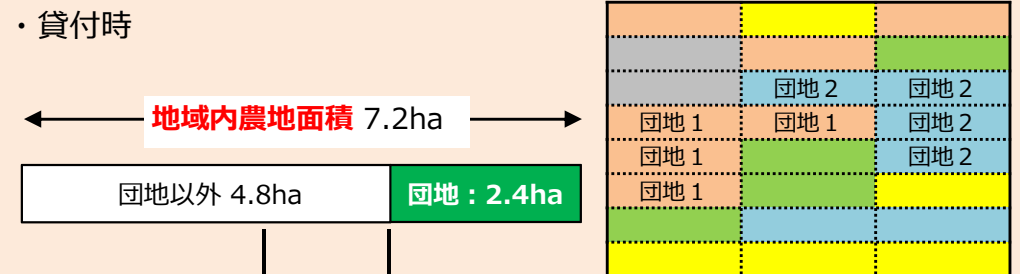
- ◎ 担い手A
貸借 : 1ha
 - ◎ 担い手B
貸借 : 0.7ha
 - ◎ 担い手C
特定農作業受委託 : 0.3ha
- 合計 : 2ha

新たに担い手に集積される割合

$$2 \text{ ha} \div 15 \text{ ha} = 13.3\% \Rightarrow \text{交付要件に適合}$$

■ 交付要件確認の例（団地化 1 割要件）

② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上（中山間地域及び樹園地は 0.5ha 以上、北海道は 6 ha 以上）の団地面積の割合が 10% 以上増加



	団地 2	団地 2
団地 1	団地 1	団地 2
団地 1		団地 2
団地 1		

団地 1	団地 1	団地 1
	団地 1	
	団地 2	団地 2
	団地 2	団地 2
		団地 2
		団地 2
団地 3	団地 3	団地 3
団地 3	団地 3	団地 3

- ◎ 担い手A
団地 : 1.2ha → 1.2ha
 - ◎ 担い手B
団地 : 1.2ha → 1.8ha
 - ◎ 担い手C
団地 : 0.0ha → 1.5ha
- 合計
2.4ha
↓
4.5ha

1 ha 以上の団地の増加割合

$$(4.5 \text{ ha} \div 7.2 \text{ ha}) - (2.4 \text{ ha} \div 7.2 \text{ ha}) = 29.2\% \Rightarrow \text{交付要件に適合}$$

4 - ③. 地域集積協力金の交付要件

■ 交付要件②

- 地域集積協力金の交付単価区分1（一般地域：20%～40%、中山間地域：4%～15%）の地域にあっては、農地バンクへの貸付総面積及び農地バンクの農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10%以上であることが必要です。

■ 機構の貸付総面積に占める団地化割合

$$\frac{\text{農地バンクへの貸付等総面積のうち1ha以上の団地面積}}{\text{農地バンクへの貸付等総面積}}$$

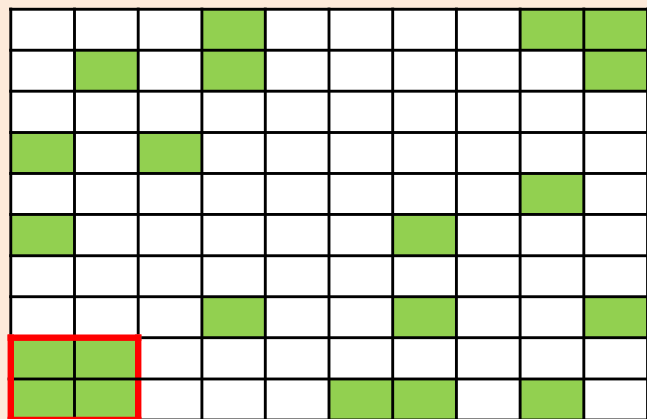
※ 農地バンクへの貸付総面積・農地バンクの農作業委託総面積について、過年度の貸付け等であっても、事業実施年度中に権利等を有していれば、総面積及び団地面積に算入できます。

■ 交付要件確認の例（団地貸付1割要件）

地域内農地面積：30ha（1筆30a×100筆）
農地バンクの活用率：一般地域区分1（6.3ha/30.0ha=21%）

協力金の交付が可能なケース ※一般地域の場合

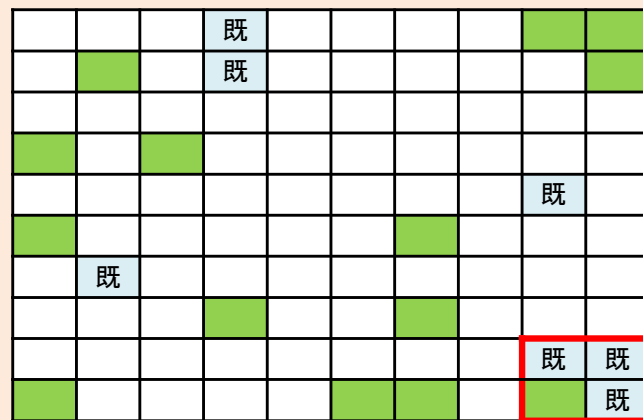
【ケース1】
新たに団地として農地バンクへ貸し付ける場合



□ : 1ha以上の団地 ■ : 当年度貸付農地 既 : 過年度貸付農地

・農地バンクへの貸付農地の団地化割合
 $1.2\text{ha} \div 6.3\text{ha} = 19\%$

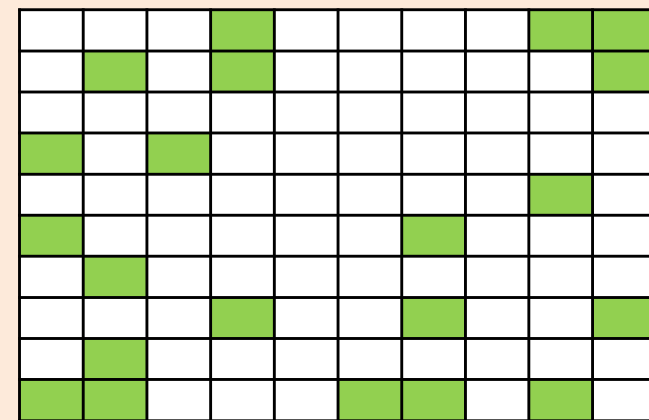
【ケース2】
既に農地バンクに貸し付けている農地と合わせて団地となる場合



・農地バンクへの貸付農地の団地化割合
 $1.2\text{ha} \div 6.3\text{ha} = 19\%$

協力金の交付が不可能なケース

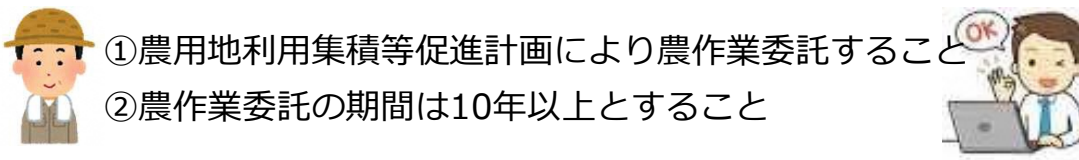
農地バンクへ貸し付けている農地のうち1ha以上（中山間地域0.5ha以上）の団地がない場合（協力金の交付対象外）



・農地バンクへの貸付農地の団地化割合
 $0.0\text{ha} \div 6.3\text{ha} = 0\%$

4 - ④. 地域集積協力金の交付要件

■ 「農地バンクを通じた農作業委託」



①農用地利用集積等促進計画により農作業委託すること
 ②農作業委託の期間は10年以上とすること

委託者 → 農地バンク

※ 1 : ①及び②の要件を満たす必要があります。
 ※ 2 : 農作業委託は、農地バンクの借入・転貸と一体的に実施する必要があります。

● 交付対象となる「農作業委託」とは

作物毎に、**基幹的農作業のうち3作業以上を全てを委託**する必要があります。

- ① 稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀
- ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫
- ③ その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業（3作業）

※ 「特定農作業受委託」も交付対象となります。

■ 農用地利用集積等促進計画の確認事項

基幹3作業以上を委託する農地面積

基幹3作業以上を記載

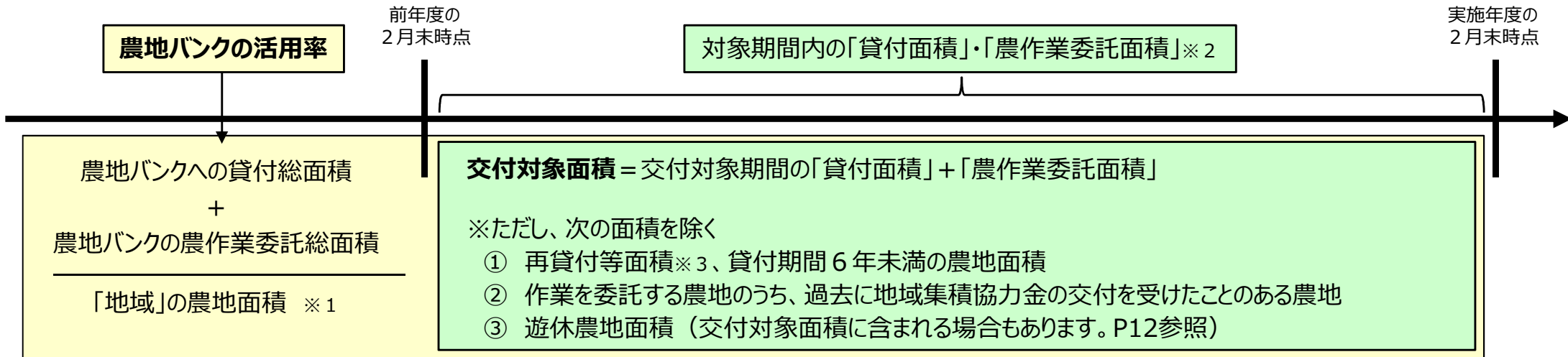
10年以上を設定

整理番号		農地中間管理機構に農作業の委託をする者(甲)		(氏名又は名称)		(住所)															
		農地中間管理機構(乙)		(氏名又は名称)		(住所)															
		農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者(丙)		(氏名又は名称)		(住所)															
農作業の委託をする土地(A)				(乙)に委託する農作業(B)				(丙)に委託する農作業(C)				対価の支払(D)			備考						
所在				現況地目	面積 ² m	農作業委託の形態	農作業の内容	始期年月日	終期年月日	契約期間	対価	農作業受委託の形態	農作業の内容	始期年月日		終期年月日	契約期間	対価	支払人	相手方	支払方法
市町村	大字	字	地番																		

4-⑤. 地域集積協力金の交付額の計算方法

- 交付額は、対象期間内に農地バンクへ貸付け又は農作業委託された農地面積に「農地バンクの活用率」に応じて設定された交付単価を乗じて算定します。

■ 「機構の活用率」と「交付対象面積」



- ※1 「地域」の農地面積は、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用農地等の面積を除いた面積とすることができます。
- ※2 原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までの間に農地バンクに貸し付けられた農地面積をいいます。
- ※3 過去に農地バンクに貸し付けられた農地又は農地バンクを通じて農作業委託されたことのある農地が再度、農地バンクに貸付け等された面積をいいます。

■ 交付額

$$\text{交付額} = \text{交付対象面積} \times \text{交付単価}$$

- 交付単価は、「一般地域」と「中山間地域」で異なります。

※中山間地域については、P10参照。

- 「貸付」と「農作業委託」で交付単価が異なります。

※地域集積協力金の交付は、同一の農地に対して1度限りです。

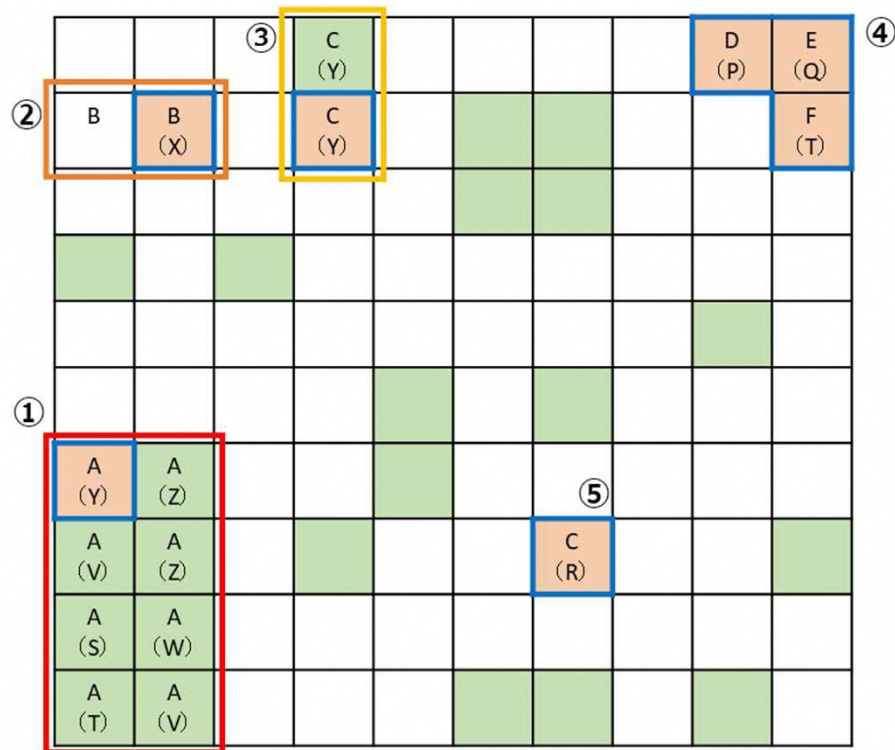
〈交付単価表〉

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

4-⑥. 地域集積協力金の交付対象農地（遊休農地）の取扱い

- 遊休農地については、原則、地域集積協力金の交付対象面積から除外します。
- ただし、農地バンクに貸し付けられた遊休農地と隣接する農地の耕作者が、当該遊休農地を借り受ける場合に限り、当該遊休農地についても、交付対象面積に含めることができます。

■ 交付対象確認の例



	パターン	交付対象の可否
①	接続する借受地を耕作するAが遊休農地を借受け	○
②	接続する自己所有地を耕作するBが遊休農地を借受け	○
③	借受地（1筆）と接続する遊休農地をCが借受け	○
④	解消した遊休農地をそれぞれ別の者が借受け	×

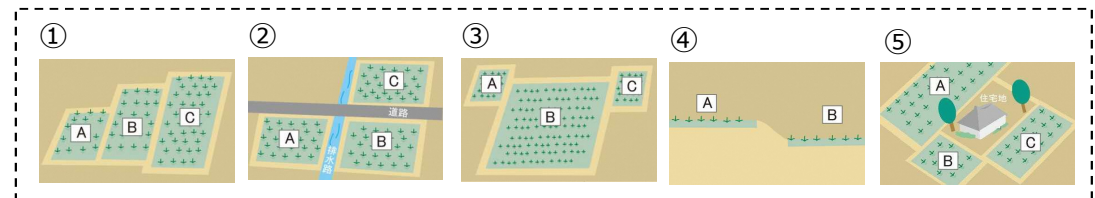
■ : 農地バンクへの貸付農地

■ : 遊休農地かつ農地バンクへの貸付農地

() は農地バンクに貸し付ける者

■ 隣接する農地の考え方

- 集約化奨励金における団地と同様の考えになります。（P15参照）



4-⑦. 地域集積協力金の「中山間地域」の範囲

○ 地域集積協力金の「中山間地域」とは、次の①及び②を満たす地域です。

- ① 農林統計上用いられている地域区分（旧市区町村別）の**中間農業地域**又は**山間農業地域**に該当する地域
- ② **中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域**

	農地バンクの活用率 (累積)		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

【一般地域】
都市的地域、平地農業地域

【中山間地域】
中間農業地域、山間農業地域

〈境界地域の取扱い〉

申請地域の地域設定が、中山間地域と一般地域の境界を跨いでいる場合は、当該地域内の中山間地域分と一般地域分の交付額をそれぞれ算定し、合算した額を交付するものとします。

中間農業地域

平地農業地域

A地区・地域の農地面積
中間30ha 平地10ha
・農地バンクへの貸付面積
中間5ha 平地3ha
・農地バンクへの貸付総面積
中間5ha 平地8ha

B地区・地域の農地面積
中間5ha 平地25ha
・農地バンクへの貸付面積
中間3ha 平地4ha
・農地バンクへの貸付総面積
中間3ha 平地4ha

C地区・地域の農地面積 平地30ha
・農地バンクへの貸付面積
平地12ha
(うち直払対象7ha)
・農地バンクへの貸付総面積
平地16ha

境界

○ また、**一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地**についても、**中山間地域の交付単価を適用**※できるものとします。

※農地バンクの活用率が20%超で、上記②の計画に位置付けられている場合に限りです。

(右図の**A地区**の場合)

- 中山間地域分
 - ・農地バンクの活用率： $5\text{ha} \div 30\text{ha} = 16.7\%$
 - ・交付額： $1.6\text{万円}/10\text{a} \times 5\text{ha} = 80\text{万円}$
- 一般地域分
 - ・農地バンクの活用率： $8\text{ha} \div 10\text{ha} = 80\%$
 - ・交付額： $2.8\text{万円}/10\text{a} \times 3\text{ha} = 84\text{万円}$
- 合計： $80\text{万円} + 84\text{万円} = 164\text{万円}$

(**B地区**の場合)

- 中山間地域分
 - ・農地バンクの活用率： $3\text{ha} \div 5\text{ha} = 60\%$
 - ・交付額： $2.8\text{万円}/10\text{a} \times 3\text{ha} = 84\text{万円}$
- 一般地域分
 - ・農地バンクの活用率： $4\text{ha} \div 25\text{ha} = \mathbf{16\%}$ ※
 - ・交付額：※20%以下のため交付されません。
- 合計： $84\text{万円} + 0\text{万円} = 84\text{万円}$

(**C地区**の場合)

- ※ 平地で中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地を含む場合
- ・農地バンクの活用率： $16\text{ha} \div 30\text{ha} = 53.3\%$
- ・交付額
直払対象以外： $1.6\text{万円}/10\text{a} \times 5\text{ha} = 80\text{万円}$
直払対象： $2.8\text{万円}/10\text{a} \times 7\text{ha} = 196\text{万円}$
- 合計： $80\text{万円} + 196\text{万円} = 276\text{万円}$

4-⑧. 中山間地農業ルネッサンス事業への位置付け

- 地域集積協力金（集積タイプ）において、中山間地域の交付単価の適用を受けるためには、中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画（都道府県作成）」及び「将来ビジョン（市町村作成）」に取組方針や実施地域を位置付ける必要があります。

<都道府県作成>

<p>地域別農業振興計画</p> <p>〇〇地域 (〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町)</p> <p>令和4年〇月 〇〇県</p>
--

<市町村作成>

<p>将来ビジョン 〇〇町</p> <p>令和4年〇月</p>

- ① 地域別農業振興計画の「現状と課題」、「取組方針」の欄に農地バンクを活用した農地集積・集約化に関する内容を記載してください。

- ※ 振興計画は、地方農政局長等に事業実施年度の前年度の1月末までに提出し、2月末までに認定を受ける必要があります。
- ※ 取組方針の変更は、重要な変更該当し、認定に準じた手続を要することに留意してください。

- ② 「支援事業」の欄に実施地域を位置付けてください。

2. 支援事業（実施予定を含む）

番号	事業内容	実施主体	事業量	対象農用地面積	着工年度	完了年度	備考
	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業	〇〇市	〇〇地域	60ha	R4	R4	
▲▲地域			40ha	R4	R5		
〇〇町		* * 地域	30ha	R4	R4		

- ※ 事業量欄には実施地域名、対象農用地面積欄には地域の農地面積をそれぞれ記載してください。
- ※ 年度当初に実施地域が決まっていない場合は、「一式」と記載してください。
- ※ eMAFF申請する場合は、事業内容のリストから「機構集積協力金交付事業」を選択し、備考欄に「地域集積協力金交付事業」と記載してください。

- ③ 将来ビジョンの「現状と課題」、「取組方針」の欄に①と同様に農地バンクを活用した農地集積・集約化に関する内容を記載してください。

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組	実施事業
※ 地域の実情に応じて、担い手に農地を集積する必要がある旨記載	※ 地域の実情に応じて、農地バンクを活用して農地を集積する旨記載	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 ※ 実施地域の記載の有無は問わないが、記載がある方が望ましい

- ※ 取組方針の記載箇所は、地域の実情に応じて以下のいずれかの項目を選択して記載してください。
(1) 地域の特色を活かした農業の展開、(2) 都市農村交流や農村への移住・定住、(3) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

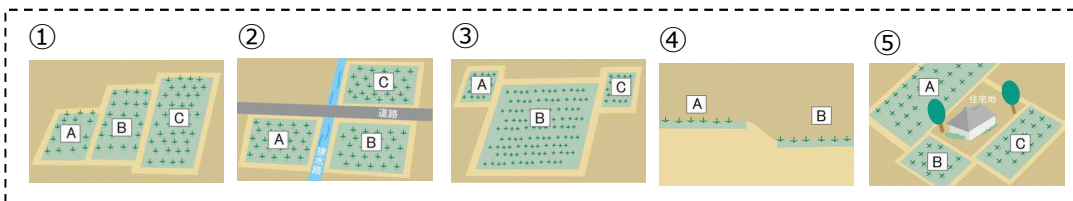
5 - ①. 集約化奨励金の交付要件

■ 交付要件（①、②又は③の要件を満たす必要があります。）

- ① 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上、以下同じ。）の団地面積の割合が、目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに10ポイント以上増加すること
- ② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が、目標年度までに20ポイント以上増加すること
- ③ 既に地域内の同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること

● 「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいいます。

- ① 畦畔で接続する2筆以上の農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する2筆以上の農地
- ③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地
- ④ 段状に接続する2筆以上の農地
- ⑤ 耕作者の宅地接続している2筆以上の農地



● 「1団地当たりの平均面積」の計算式

$$1 \text{ 団地当たりの平均面積} = \frac{\text{「地域」の農地面積}}{\text{同一の耕作者の団地数}}$$

※分母となる団地数には、独立する1筆の圃場も1団地としてカウントします。

■ 交付要件の達成時期

● 目標年度において達成している必要があります。

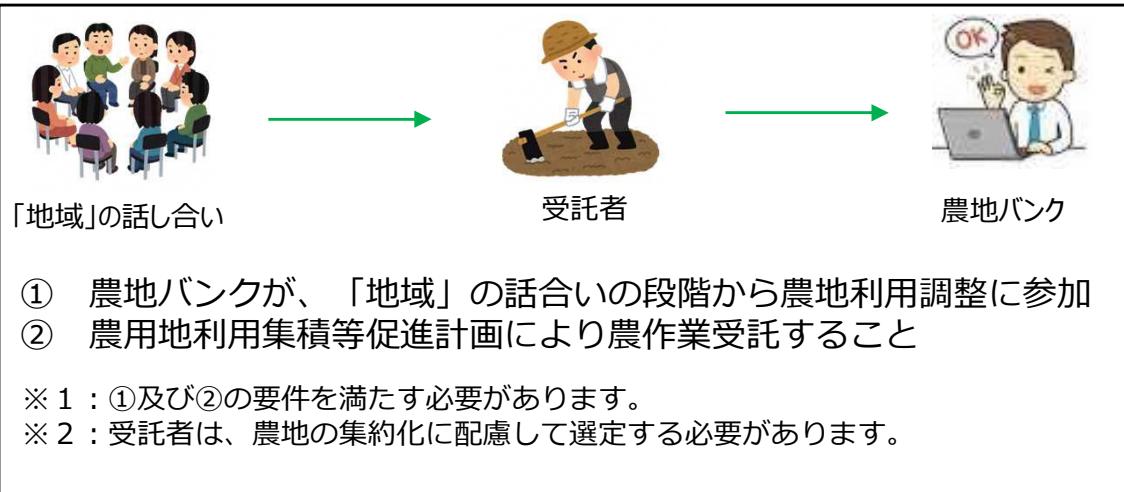
※ 目標年度において交付要件を満たしていない地域は、改善計画の作成を行い目標達成に向けた取組を行う必要があります。

■ 交付金の返還

● 目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付された協力金を返還する必要があります。

5 - ②. 集約化奨励金の交付要件

■ 「機構を通じた農作業受託」



● 交付対象となる「農作業受託」とは

農作業受託することを約した契約のうち、下記の**基幹的農作業のうち3作業以上を全てを受託することを約したものを**いいます。

- ① 稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀
- ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫
- ③ その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業（3作業）

※「特定農作業受委託」も交付対象となります。

■ 農用地利用集積等促進計画の確認事項

基幹3作業以上を受託する農地面積

基幹3作業以上を記載

整理番号		農地中間管理機構に農作業の委託をする者(甲)		(氏名又は名称)		(住所)															
		農地中間管理機構(乙)		(氏名又は名称)		(住所)															
		農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者(丙)		(氏名又は名称)		(住所)															
農作業の委託をする土地(A)				(乙)に委託する農作業(B)				(丙)に委託する農作業(C)				対価の支払(D)			備考						
所在				現況地目	面積 [㎡]	農作業委託の形態	農作業の内容	始期年月日	終期年月日	契約期間	対価	農作業受託の形態	農作業の内容	始期年月日		終期年月日	契約期間	対価	支払人	相手方	支払方法
市町村	大字	字	地番																		

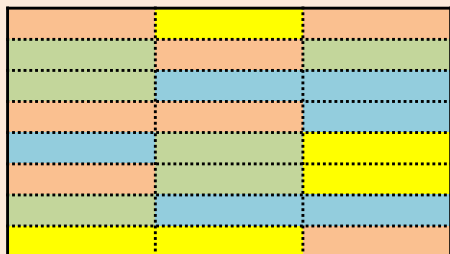
5 - ③. 集約化奨励金の交付要件の確認

■ 交付要件確認の例

① 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が、目標年度までに10ポイント以上増加すること

【取組前】

・地域の農地面積7.2ha（1区画0.3ha）



【取組後】

・地域の農地面積7.2ha（1区画0.3ha）



・同一の耕作者の1ha以上の団地面積
団地面積：0ha

・地域の農地面積に占める割合

$$0\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 0\%$$

$$16.7\% - 0\% = 16.7\text{ポイント増加} \Rightarrow \text{交付要件①に適合}$$

・同一の耕作者の1ha以上の団地面積
団地面積：1.2ha

・地域の農地面積に占める割合

$$1.2\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 16.7\%$$

② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が、目標年度までに20ポイント以上増加すること

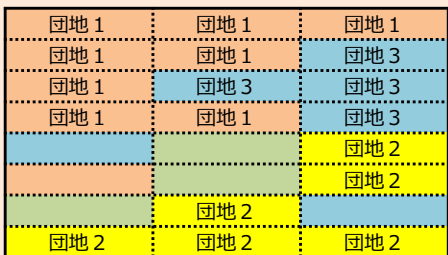
【取組前】

・地域の農地面積7.2ha（1区画0.3ha）



【取組後】

・地域の農地面積7.2ha（1区画0.3ha）



・同一の耕作者の1ha以上の団地面積
団地1～2の合計面積：2.7ha

・地域の農地面積に占める割合

$$2.7\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 37.5\%$$

$$75.0\% - 37.5\% = 37.5\text{ポイント増加} \Rightarrow \text{交付要件②に適合}$$

・同一の耕作者の1ha以上の団地面積
団地1～3の合計面積：5.4ha

・地域の農地面積に占める割合

$$5.4\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 75.0\%$$

③ 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する1団地（独立した一筆のほ場合む）当たりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること

【取組前】

・地域の農地面積9ha（1区画0.3ha）

団地1	6	9
団地1	7	10
団地1	団地2	11
団地1	団地2	12
団地1	団地2	13
団地2	8	14
団地4	団地3	15
団地4	団地3	16
団地4	団地3	17
5	団地3	18

【取組後】

・地域の農地面積9ha（1区画0.3ha）

団地1	団地1	6
団地1	団地1	団地1
団地1	団地2	7
団地1	団地2	8
団地1	団地2	9
団地2	団地2	10
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5

同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合
 $3.9\text{ha} / 9\text{ha} = 43.3\%$

同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合
 $7.5\text{ha} / 9\text{ha} = 83.3\%$

・地域の農地面積：9ha

・地域の団地数：18団地

・地域の1団地当たりの平均農地面積

$$9\text{ha} \div 18\text{団地} = 0.5\text{ha/団地}$$

・地域の農地面積：9ha

・地域の団地数：10団地

・地域の1団地当たりの平均農地面積

$$9\text{ha} \div 8\text{団地} = 0.9\text{ha/団地}$$

$$0.9\text{ha/団地} \div 0.5\text{ha/団地} = 1.8\text{倍} \Rightarrow \text{交付要件③に適合}$$

5 - ④. 集約化奨励金の交付額の計算方法（交付対象面積、交付額）

■ 交付対象面積

$$\text{交付対象面積 (転貸)} = \text{対象期間内の転貸面積のうち 新たに団地化した面積}$$

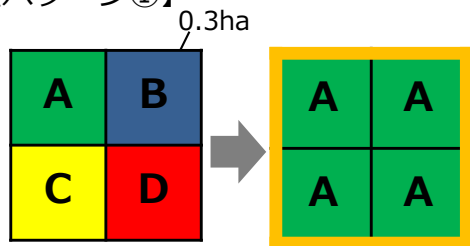
●「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までの転貸面積（予定を含む）です。

ただし、地域集積協力金（集約化タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外です。

●「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

〈例：新たに団地化した面積 〇〉

【パターン①】

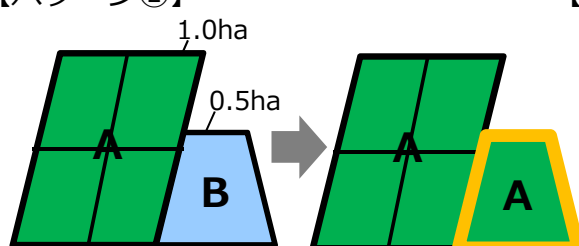


1 ha以上の
団地面積：0ha

1 ha以上の
団地面積：1.2ha

$$\text{交付対象面積：} 1.2 - 0 = 1.2\text{ha}$$

【パターン②】

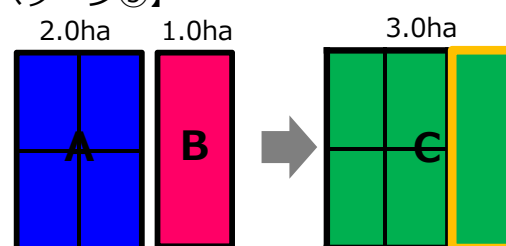


1 ha以上の
団地面積：1.0ha

1 ha以上の
団地面積：1.5ha

$$\text{交付対象面積：} 1.5 - 1.0 = 0.5\text{ha}$$

【パターン③】

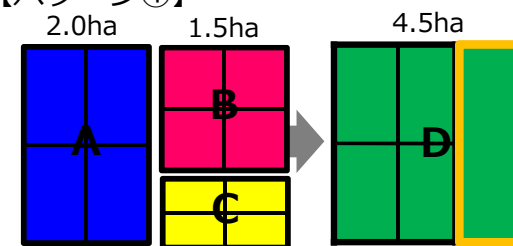


1 ha以上の
団地面積：2.0ha

1 ha以上の
団地面積：3.0ha

$$\text{交付対象面積：} 3.0 - 2.0 = 1.0\text{ha}$$

【パターン④】



1 ha以上の
団地面積：2.0ha (※)

1 ha以上の
団地面積：4.5ha

$$\text{交付対象面積：} 4.5 - 2.0 = 2.5\text{ha}$$

※ 1ha以上の複数団地で新たに団地化する場合、団地化前の一番面積の大きい団地を事業実施前の団地面積とします

■ 交付額

$$\text{交付額} = \text{交付対象面積} \times \text{交付単価}$$

●「転貸」と「農作業受託」で、交付単価と交付対象面積が異なります。

※集約化奨励金の交付は、同一の農地に対して一度限りです。

6. 経営転換協力金の交付要件等

○ 経営転換協力金の交付を受けるためには、農地バンクに全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。

■ 農地バンクへの貸付けが必要となる自作地

農業部門の減少により経営転換する農業者	リタイアする農業者	農地の相続人で農業経営を行わない者
○ 申請者又は申請者の世帯員等が、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地	○ 申請者又は申請者の世帯員等が、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地	○ 被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から農地バンクに貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの

注1：①農業振興地域外の自作地、②農業振興地域内の10a未満の自作地、③減少部門以外の作物を栽培する自作地（経営転換の場合）は、農地バンクに貸し付けなくても構いません。

注2：農地バンクに貸し付けた農地が、全く転貸又は特定農作業委託されない場合には交付を行いません（一筆でも転貸等されれば交付対象になります）。

注3：経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に農地バンクへの貸付けを解除した場合（農地バンクから返還された場合は除く）など、交付要件を満たさなくなった場合は、交付した協力金の返還を求める場合があります。

■ 「経営転換」とは

以下に掲げる農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止することをいいます。

①土地利用型作物、②露地野菜等、③施設野菜、④露地果樹、⑤施設果樹、⑥露地花き、⑦施設花き、⑧茶、⑨牧草、⑩サトウキビ、⑪その他（①～⑩以外の農業生産部門）

■ 留意事項

経営転換協力金は令和5年度までの事業となりますので、以下の点に留意してください。

- 令和4年度までは、農地バンクに貸し付けた日の翌年度までに交付申請することができましたが、令和5年度に農地バンクに貸し付けた場合は、令和5年12月末までに交付申請する必要があります。
- 経営転換協力金の事業メニューが廃止されていても、交付を受けた後10年以内に、農地バンクとの貸借契約を解消するなど、交付要件を欠いた場合には、交付金を返還する必要があります。

【経営転換協力金の交付単価等】

	5年度	6年度 (廃止)
交付単価	1.0万円/10a (上限25万円/戸)	
交付対象	機構へ貸付けられた農地の全部又は一部が、当該貸付けと同一年度内に地域タイプの交付申請を行う「地域」に含まれている場合のみ交付対象	